

○荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則

平成元年12月28日

規則第53号

(目的)

第1条 この規則は、荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成元年荒川区条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(規則で定める児童の障害)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める障害は、別表第1のとおりとする。

(規則で定める児童の状態)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次のとおりとする。

- (1) 児童を監護しない父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- (2) 父又は母の配偶者（次条に定める程度の障害の状態にある父又は母を除く。）に養育されているとき。

(規則で定める父又は母の障害)

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める障害は、別表第2のとおりとする。

(規則で定める児童)

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次のとおりとする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は第10条の2の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続いて1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうかが明らかでない児童

(規則で定める法令)

第6条 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（規則で定める対象者）

第7条 条例第3条第1項に規定する規則で定める対象者は、健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定に基づくその者の被扶養者であって、前条各号に掲げる法律の規定による医療に関する給付を受けることができないものとする。

（規則で定める施設）

第8条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第6条に規定する対象者及び対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令による措置によらずに入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。）をいう。

（所得の額）

第9条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、別表第3のとおりとする。
ただし、次に掲げる児童の養育者にあつては別表第4のとおりとする。

(1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、父又は母がないもの

(2) 第5条第3号に該当する児童であつて、父又は母がないもの

(3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 第5条第4号に該当する児童（父から認知された児童を除く。）であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

(5) 第5条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

（所得の範囲）

第10条 条例第4条第1項に規定する所得は、前々年の所得のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに

寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の10第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（次条第1項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）及び条例第4条に規定するひとり親等（父又は母に限る。）がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次条第1項において同じ。）に係る所得とする。

（所得の額の計算方法）

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当

等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額及び同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに条例第4条第1項に規定するひとり親等（父又は母に限る。）がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額から8万円を控除した額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の1に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）
- (3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（母を除く。）については、27万円
- (4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号の2に規定する控除を受けた者（父又は母を除く。）については、35万円
- (5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円
- (6) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額
（災害による損害を受けた者に対する所得制限の特例）

第12条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の12月31日までの間は、前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

(医療証の交付申請等)

第13条 条例第5条の規定による申請は、医療証交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類
- (2) 認定調書（別記第2号様式）
- (3) 戸籍の謄本又は抄本
- (4) 世帯の全員の住民票の写し
- (5) ひとり親等及び扶養義務者の前々年の所得の状況を証する書類
- (6) ひとり親等及び扶養義務者等の当該年度の課税の状況を証する書類
- (7) 養育費等に関する申告書

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第5号まで及び第7号の書類の添付を省略することができる。

3 区長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、対象者と決定したときは医療証（別記第3号の1様式）を交付する。ただし、そのうち第15条に定める者と決定したときは医療証（別記第3号の2様式）を交付する。また対象者でないと決定したときは医療証交付申請不承認決定通知書（別記第4号様式）により通知する。

(条例第6条第1項の規則で定める額)

第13条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める額は、同条に規定する高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下単に「生活療養標準負担額」という。）を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条及び第14条の2の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、当該高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第14条第1項又は第2項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定

基準額 令第15条第1項又は第2項各号に定める者の区分にかかわらず5万7,600円

(療養のあった月以前の12月以内に既に医療証の交付を受けている者が負担した条例第6条第1項に規定する一部負担金等相当額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。))が5万7,600円である月数が3月以上ある場合にあっては、4万4,400円)

(2) 令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額 令第15条第3項各号に定める者の区分にかかわらず1万8,000円

(3) 毎年8月1日から翌年7月31日までの期間における令第14条の2第1項に規定する年間の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額 14万4,000円
(条例第6条第2項の規則で定める者)

第14条 条例第6条第2項に規定する規則で定める者は、ひとり親等及び扶養義務者等が、当該年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者又は区市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)とする。

(一部負担金の減額又は免除)

第15条 区長は、法第69条第1項により、同法施行規則第33条に該当する者については、条例第6条第1項に規定する一部負担金等相当額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。)について、減免することができる。この場合、減免を受けようとする者は、一部負担金減免申請書(別記第5号様式)に同条に該当することを明らかにすることができる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、対象者が同項に規定する要件に該当すると認めたときは、対象者に対して一部負担金減免証明書(別記第6号様式)を交付し、また、同項に規定する要件に該当しないと認めたときは、一部負担金減免不承認通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

3 前項の規定により一部負担金減免証明書の交付を受けた者は、病院等に医療証を提示する際、一部負担金減免証明書を提示しなければならない。

(医療証の有効期限)

第16条 医療証の有効期限は、毎年12月31日までとし、1月1日に更新する。

(医療証の返還)

第17条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を区長に返還しなければ

ならない。

(医療証の再交付)

第18条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申請書（別記第8号様式）により区長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を区長に返還しなければならない。

(助成の方法の特例)

第19条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法により対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

(2) 法第84条第1項に規定する高額療養費に相当する額として、対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者に支払った額から第14条の2に定める額を控除した額を支給するとき。

(3) 前2号に規定する場合のほか、区長が特に必要があると認めたとき。

2 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、医療助成費支給申請書（別記第9号様式）により区長に申請しなければならない。

3 前項の申請には、第1項第1号によるときは療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、区が国民健康保険法による保険者として対象者に係る療養費を支給する場合においては、この限りでない。また、第1項第2号によるときは、第1項第2号に該当することを確認できる書類を添付しなければならない。

(届出)

第20条 条例第9条第1項に規定する届出は、申請事項変更（消滅）届（別記第10号様式）に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第9条第2項に規定する届出は、現況届（別記第10号の2様式）に認定調書並びにひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得を証する書類、その所得の課税の状況を証する書類及び養育費等に関する申告書を添えて行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が児童扶養手当証書を提示するときは、課税の状況を証する書類以外の書類の添付を省略することができる。

3 条例第9条第3項の規則で定める届出は、第三者行為による傷病届（別記第11号様式）

により行わなければならない。

(受給資格消滅の通知)

第21条 区長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めるときは、医療費助成制度資格喪失通知書（別記第12号様式）により当該対象者であった者に通知する。ただし、対象者が死亡した場合又は児童が18歳に達した日の属する年度の末日を経過した場合（別表第1に定める程度の障害の状態にある児童にあつては、20歳に達した場合）は、この限りでない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第22条 条例第11条第1項の規則で定める損害賠償の請求権の譲渡は、ひとり親家庭医療助成制度に係る債権譲渡について（別記第13号様式）を区長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第11条第2項の規則で定める通知は、債権譲渡通知書（別記第14号様式）により行うものとする。

(添付書類の省略)

第23条 区長は、この規則により申請書、変更届又は現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

附 則

この規則は、平成2年1月4日から施行する。ただし、第17条の規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成2年12月20日規則第36号）

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成3年12月3日規則第47号）

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成4年12月28日規則第40号）

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成5年10月19日規則第40号）

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第4号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 平成6年12月以前の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年10月21日規則第46号）

この規則は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年10月24日規則第44号）

この規則は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月21日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の東京都荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成 9 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成10年10月23日規則第64号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第 3、別表第 4 及び別表第 5 の規定は、平成10年 1 月 1 日から適用する。
- 3 この規則の施行の際、改正前の別記第 2 号様式のトによる用紙で現に残存するものは、所用の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成10年12月28日規則第66号）

この規則は、平成11年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 2 月 5 日規則第 2 号）

この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 6 月14日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月14日規則第47号）

この規則は、平成12年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年12月28日規則第75号）

この規則は、平成13年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年12月25日規則第57号）

- 1 この規則は、平成14年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則別記第 1 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加えなお使用することができる。

附 則（平成14年 9 月30日規則第57号）

- 1 この規則中第 7 条及び第13条の 2 の改正規定は平成14年10月 1 日から、その他の改正規定は平成15年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則（第 7 条及び第13条の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成15年 1 月 1 日以後に

行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加えなお使用することができる。

附 則（平成15年3月17日規則第8号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月11日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月28日規則第26号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第8条第1号の改正は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月28日規則第68号）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定は、平成19年1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月26日規則第9号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の別記第3号の1様式による医療証で現に効力を有するものは、その有効期限に限り、改正後の別記第3号様式の1による医療証とみなす。
- 3 この規則施行の際、この規則による改正前の別記第1号様式、別記第3号の1様式及び別記第9号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成20年10月1日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月28日規則第55号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第39号）

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修

正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成24年7月31日規則第42号）

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日規則第47号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年10月23日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月26日規則第63号）

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第23号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

附 則（平成28年12月28日規則第60号）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条第1項の規定は、平成31年1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の別記第1号様式、別記第10号様式のア及び別記第10号様式のイによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成29年10月26日規則第40号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の別記第3号の1様式及び別記第3号の2様式による医療証で現に効力を有するものは、その有効期間に限り、それぞれ改正後の別記第3号の1様式及び別記第3号の2様式による医療証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の別記第3号の1様式及び別記第3号の2様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成30年3月30日規則第23号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の別記第1号様式、別記第9号様式、別記第10号様式の

ア、別記第10号様式のイ、別記第10号様式のウ、別記第10号様式のエ、別記第10号の2様式のア、別記第10号の2様式のイによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成30年7月31日規則第41号）

- 1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の2の規定は、この規則の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 療養のあった月以前の12月以内の月に平成30年7月が含まれる場合についての改正後の第13条の2の規定の適用については、同条第1号中「月数が」とあるのは、「平成30年8月以後の月数及び医療証の交付を受けている者に係る当該一部負担金等相当額に荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成30年荒川区規則第41号）による改正前の第13条の2に規定する令第14条第1項又は第2項の高額療養費に相当する額を加えた額が5万7,600円以上である同年7月以前の月数が合わせて」とする。

附 則（平成30年12月28日規則第59号）

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月20日規則第8号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第12条、別表第3及び別記第1号様式（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者に係る部分に限る。）の規定は、平成32年1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の別記第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和2年12月28日規則第64号）

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定は、令和4年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について

適用し、令和３年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、改正前の別記第１号様式及び別記第10号の２様式のイによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和３年３月25日規則第14号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

附 則（令和４年３月31日規則第37号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年11月28日規則第54号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別記第３号の１様式及び別記第３号の２様式は、令和６年１月１日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、令和５年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の別記第３号の１様式及び別記第３号の２様式による医療証で現に効力を有するものは、その有効期間に限り、それぞれ改正後の別記第３号の１様式及び別記第３号の２様式による医療証とみなす。
- 4 この規則の施行の際、改正前の別記第１号様式、別記第10号様式及び別記第10号の２様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和６年３月29日規則第33号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年12月２日規則第58号抄）

- 1 この規則は、令和６年12月２日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。
- 3 この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる規定による改正前の同表の右欄に定める様式による受給者証等で現に効力を有するものは、その有効期間に限り、それぞれ同表の左欄に掲げる規定による改正後の同表の右欄に定める様式による受給者証等とみなす。

規定	様式
第3条	荒川区児童福祉法施行細則別記第7号様式

	荒川区児童福祉法施行細則別記第8号様式
	荒川区児童福祉法施行細則別記第43号様式
	荒川区児童福祉法施行細則別記第44号様式
第5条	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則別記第3号の1様式
	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則別記第3号の2様式
第7条	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則別記第2号様式
	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則別記第2号の2様式
	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則別記第2号の3様式
第9条	荒川区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第3号様式
	荒川区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第3号様式の3
	荒川区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第20号様式
	荒川区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第20号様式の2
第10条	荒川区国民健康保険条例施行規則第3号の8様式

附 則（令和6年12月27日規則第66号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則別表3、別表4及び別表5の規定は、令和7年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、令和6年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

別表第1（第2条、第21条関係）

（1）次に掲げる視覚障害

ア 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの

イ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの

ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの

エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

- (2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- (3) 平衡機能に著しい障害を有するもの
- (4) そしゃくの機能を欠くもの
- (5) 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- (7) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- (8) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (9) 一上肢の全ての指を欠くもの
- (10) 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- (11) 両下肢の全ての指を欠くもの
- (12) 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (13) 一下肢を足関節以上で欠くもの
- (14) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- (16) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (17) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2（第4条関係）

(1) 次に掲げる視覚障害

ア 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの

イ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの

ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの

エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (4) 両上肢の全ての指を欠くもの
 - (5) 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
 - (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることのできない程度の障害を有するもの
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - (10) 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - (11) 傷病が治らないで、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を身体の機能又は精神に有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
- 備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3（第9条関係）

区分	金額
加算対象扶養親族等及び生計維持児童がないとき	2,080,000円
加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき	2,080,000円に次に掲げる額を加算した額 1 加算対象扶養親族等（70歳以上同一生計配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に380,000円を乗じて得た額 2 加算対象扶養親族等（70歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に480,000円を乗じて得た額 3 加算対象扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に530,000円を乗じて得た額

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(別表4及び別表5において同じ。)

- 1 加算対象扶養親族等 条例第4条第1項第1号に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法に規定する控除対象扶養親族をいう。）に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族（同法に規定する扶養親族をいう。）以外のものをいう。
- 2 生計維持児童 条例第4条第1項第1号に規定する扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものをいう。
- 3 70歳以上同一生計配偶者 70歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう。
- 4 老人扶養親族 所得税法に規定する老人扶養親族をいう。
- 5 特定扶養親族等 所得税法に規定する特定扶養親族及び19歳未満の控除対象扶養親族をいう。

別表第4（第9条関係）

区分	金額
加算対象扶養親族等及び生計維持児童がないとき	2,360,000円
加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき	2,360,000円に次に掲げる額を加算した額 1 加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）及び生計維持児童の数に380,000円を乗じて得た額 2 加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に440,000円を乗じて得た額（1の規定（生計維持児童に係る部分を除く。）により算定された額がない場合にあつては、当該乗じて得た額から60,000円を減じた額）

別表第5（第9条関係）

区分	金額
加算対象扶養親族等がないとき	2,360,000円
加算対象扶養親族等があるとき	2,360,000円に次に掲げる額を加算した額 1 加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）の数に380,000円を乗じて得た額 2 加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に440,000円を乗じて得た額（1の規定により算定された額

	がない場合にあっては、当該乗じて得た額から60,000円を減じた額)
--	------------------------------------

別記第1号様式(第13条関係)

受理年月日

年

月

日

ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請書

認定番号

フリガナ

氏名

男

女

通称名

配偶者の有無

有

・

無

個人番号

生年月日

障害の有無

有

・

無

児童との関係

母・父・養育者・その他()

年

月

日

生活保護の有無

有

・

無

住所

荒川区

TEL

※日中連絡可能な番号

住所要件有の場合その住所

勤務先名称

TEL

転入前住所(年 月 日転入)

(転入理由)

公的年金受給状況(遺族補償を含む。)

1 受けることができる()申請中・支給停止中

2 受けることができない

養育費の取決めの有無

有

・

無

父母障害

障害者氏名

障害名

等級

他法医療

年金受給の有無

添付書類

フリガナ

支給対象児童の氏名

生年月日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

個人番号

続柄・同居・別居

()同居・別居

()同居・別居

()同居・別居

別居の場合の住所

監護又は養育を始めた日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

父又は母の状況

イ 離婚 ロ 死亡 ハ 障害

ニ 生死不明 ホ 遺棄 ヘ 保護命令

ト 拘禁 チ 未婚 リ その他

イ 離婚 ロ 死亡 ハ 障害

ニ 生死不明 ホ 遺棄 ヘ 保護命令

ト 拘禁 チ 未婚 リ その他

イ 離婚 ロ 死亡 ハ 障害

ニ 生死不明 ホ 遺棄 ヘ 保護命令

ト 拘禁 チ 未婚 リ その他

父

児童の父の氏名

生年月日

年

月

日生

年

月

日生

年

月

日生

現在父が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日

事由()

年

月

日(拘禁は終了日)

事由()

年

月

日(拘禁は終了日)

事由()

年

月

日(拘禁は終了日)

母

児童の母の氏名

生年月日

年

月

日生

年

月

日生

年

月

日生

現在母が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日

事由()

年

月

日(拘禁は終了日)

事由()

年

月

日(拘禁は終了日)

事由()

年

月

日(拘禁は終了日)

公的年金の受給状況

1 受けることができる()申請中・支給停止中

2 受けることができない

1 受けることができる()申請中・支給停止中

2 受けることができない

1 受けることができる()申請中・支給停止中

2 受けることができない

障害・特別児童扶養手当受給の有無

有 無 ()有 無

有 無

有 無 ()有 無

有 無

有 無 ()有 無

有 無

添付書類・等級

級

度

級

度

級

度

その他医療費助成

非対象(子・乳・障)

非対象(子・乳・障)

非対象(子・乳・障)

あなたの配偶者・同居している扶養義務者について

フリガナ

フリガナ

フリガナ

氏名・続柄

()

氏名・続柄

()

氏名・続柄

()

個人番号

個人番号

個人番号

生年月日

年

月

日

生年月日

年

月

日

生年月日

年

月

日

住所

住所

住所

年1月1日現在の住所※現住所と異なる場合

年1月1日現在の住所※現住所と異なる場合

年1月1日現在の住所※現住所と異なる場合

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について

年分所得		請求者		配偶者		扶養義務者				
氏名（続柄）						()		()		
同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(イ 老人扶養親族の合計 ロ 特定扶養親族の数 ハ 16歳以上19歳未満の控除対象)		人 (イ)(ロ)(ハ)		人		人		人		
上記以外で前年の12月31日に請求者によって生計を維持していた児童		人								
所得額	規則第11条第1項による所得額A	円		円		円		円		
	規則第10条に定める金品等の額B Bの8割相当額+A	円								
控除	障害者控除	障 特障	人 人	円	障 特障	人 人	円	障 特障	人 人	円
	寡婦・寡特・寡夫・ 勤労学生等の別	寡・ひとり親・勤		円	寡・ひとり親・勤		円	寡・ひとり親・勤		円
	配偶者特別控除			円			円			円
	雑損控除			円			円			円
	医療費控除			円			円			円
	小規模企業共済掛金控除			円			円			円
	地方税法附則6条1項免除			円			円			円
	社会保険料相当額	80,000		円	80,000		円	80,000		円
控除後の所得額				円			円			円
所得限度額				円			円			円

加入医療保険	被保険者氏名 組合員氏名	児童の 保険情報	☐ 受給者と同じ ☐ 受給者と異なる	被保険者氏名 組合員氏名		続柄	
	記号・番号	資格 取得日		記号 番号		資格 取得日	
	保険者番号	保険者 名称		保険者 番号		保険者 名称	

関係書類を添えて、ひとり親家庭等医療費助成制度の医療証交付を申請します。
受給資格認定及び受給期間中、所得情報及び支給要件を確認するための必要な情報について
荒川区が公簿等により確認することに同意します。

年 月 日
荒 川 区 長 殿

氏名

◎ 偽りその他不正の行為によって医療費の助成を受けた場合には、荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第12条第1項の規定に基づき、お支払いした助成額の全部又は一部を返還していただきます。

必要書類	☐	1 戸籍謄本	[]	備考	
	☐	2 住民票	[情報連携]		
	☐	3 養育費に関する申告書	[]		
	☐	4 所得証明書	[情報連携]		
	☐	5 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申告書	[]		
	☐	6 加入医療保険情報を証する書類 ☐ 健康保険証 ☐ 資格確認書 ☐ 資格情報のお知らせ ☐ マイナポータルにおいて健康保険証情報を目視確認	[]		
	☐	7 ひとり親家庭等認定調査	[]		
事由別に必要な書類	☐	未婚	[事実婚解消等調査]		
	☐	事実婚解消	[事実婚解消等調査 ・ 申立書 ・ 民生委員調査書]		
	☐	養育事実	[申立書・民生委員調査書]		
	☐	別居監護	[申立書・民生委員調査書(入寮証明書)・住民票(情報連携)]		
	☐	住所要件	[申立書・民生委員調査書]		
	☐	保護命令	[保護命令決定書 ・ 確定証明書]		
	☐	拘禁	[拘禁証明書]		
	☐	遺棄	[第1号調査 ・ 申立書 ・ 民生委員調査書]		
☐	生死不明	[生死不明証明書]			
☐	障害	[診断書]			
その他 []					
審査	所得判定 [課税 ・ 非課税]		その他事項		
認定・却下・取下げ	認定年月日	発行年月日	負担区分	照合	入力
	年 月 日	年 月 日	負担なし 一部負担		

別記第2号様式のア(第13条関係)

ひとり親家庭等認定調書

(申請書⑮の欄イ離婚に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあったときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解消理由	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

荒川区長 殿

住 所

氏 名

別記第2号様式のイ(第13条関係)

ひとり親家庭等認定調書

(申請書⑮の欄ロ死亡に該当する場合)

死亡した児童の父又は 母の氏名	
死 亡 年 月 日	年 月 日
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

荒川区長 殿

住 所
氏 名

別記第2号様式のウ(第13条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書⑮の欄へ障害に該当する場合)

障害の状態にある児童 の父又は母の氏名	
障 害 名	年 月 日
確 認 方 法	1 障害基礎年金(1級)受給 (証書の記号番号) 2 診断書
そ の 他 参 考 事 項	

上記の障害確認が診断書による場合

就 労 状 況	1 就労している 2 就労していない (理 由) 3 現在休職中 (休職期間)
日 常 生 活 状 況	1 介 護 状 況 (常時監護が必要・その他) 2 身辺処理状況 (手助けが必要・その他)
通 院 等 の 状 況	通 院 月平均 間 過去1年間の入院歴 回延 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

荒川区長 殿

住 所
氏 名

別記第2号様式のエ(第13条関係)

ひとり親家庭等認定調書

(申請書⑮の欄ニ生死不明に該当する場合)

生死が明らかでない児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

荒川区長 殿

住 所
氏 名

別記第2号様式のオ(第13条関係)

ひとり親家庭等認定調書

(申請書⑮の欄ホ遺棄に該当する場合)

遺棄している児童の父 又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引続き現在まで
遺棄している児童の父 又は母と児童の関係	1 実父(母) 2 養父(母)
遺棄の区分	1 父が家出 2 母が家出
遺棄している児童の父 又は母の行方の状況	1 不明 2 判明 住所 電話
子供の安否を気遣う電話、 手紙等の連絡	1 無 2 有 (1) 時々有り(月 回位) (2) 年 月まで有り、その後無し
仕送り	1 無 2 有 (1) 定期的にあり 月 万円 (2) 時々有り 1回 万円 (3) 年 月まで有り、その後無し
警察、親類等への捜索 依頼	1 無 2 有(年 月 警察署届出)
離婚の意志	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1 母 2 父
遺棄している児童の父 又は母の酒乱又は暴力 行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父 又は母の異性関係	1 無 2 有
遺棄している児童の父 又は母の犯罪行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父 又は母のサラ金業者か らの借金	1 無 2 有
遺棄している児童の父 又は母の住民登録	1 無 2 有(抹消予定 年 月 日)
生計維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

荒川区長 殿

住 所

氏 名

別記第2号様式のカ(第13条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書⑮欄へ保護命令に該当する場合)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令を受けた父又は母の氏名	
保護命令決定日	年 月 日
添付書類	別添 保護命令決定書の写し
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

荒川区長 殿

住所
氏名

別記第2号様式のキ(第13条関係)
ひ　と　り　親　家　庭　等　認　定　調　書
(申請書⑮欄ト拘禁に該当する場合)

拘禁されている児童の 父または母の氏名	
拘　禁　期　間	年　　月　　日から 年　　月　　日までの予定
添　付　書　類	別添　拘禁証明書
そ　の　他　参　考　事　項	

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

荒川区長　殿

住所
氏名

別記第2号様式のク(第13条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書⑬の欄チ未婚の女子の子に該当する場合)

父 の 状 況	1 不 明 (理由) 2 判 明 氏 名 住 所 妻の有無 1 有 2 無
子供の安否を気遣う電話、手紙等	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有り、その後無し 2 無
子供の安否を気遣う訪問	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有り、その後無し 2 無
仕 送 り の 状 況	1 有 (1) 定期的に有り(月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有り、その後無し 2 無
生 計 維 持 方 法	
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

荒川区長 殿

住 所

氏 名

別記第2号様式のコ、サ(第13条関係)

ひとり親家庭等認定調書
(申請書⑮の欄リ養育者及びその他に該当する場合)

児 童 の 父 の 状 況	1 死 亡 (年 月 日死亡) 2 その他
児 童 の 母 の 状 況	1 死 亡 (年 月 日死亡) 2 その他
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

荒川区長殿

住 所
氏 名

別記第3号の1様式(第1面)(表)(第13条関係)

親医療証一部食		
住	所	〒
氏	名	
有 効 期 間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
次の受給者は、荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例により医療費の一部を荒川区が助成するものであることを証明する 荒川区長 氏名 印		
交 付 年 月 日	年 月 日	

御 注 意

- 1 この制度による診療をお受けになるときは、取扱病院・薬局等の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と資格確認書を一緒に提出してください。
- 2 この証に^{一部}の記載がある場合は、高齢者の医療の確保に関する法律による一部負担金相当額をお支払ください。
- 3 入院の場合は食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をお支払いください。
- 4 高額療養費が支給される場合は、限度額適用認定証等を提示して下さい。
- 5 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。
- 6 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、下記の窓口に医療費の支給を申請してください。
- 7 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口にお返しください。
- 8 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口にこの証を添えて届け出てください。
- 9 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 10 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問い合わせ先

別記第3号の1様式(第2面)

受 給 者 番 号 ・ 氏 名						備 考		
負 担 者 番 号								
受 給 者 番 号								
1								
負 担 者 番 号								
受 給 者 番 号								
2								
負 担 者 番 号								
受 給 者 番 号								
3								

別記第3号の1様式(第3面)

受 給 者 番 号 ・ 氏 名						備 考		
負 担 者 番 号								
受 給 者 番 号								
4								
負 担 者 番 号								
受 給 者 番 号								
5								
負 担 者 番 号								
受 給 者 番 号								
6								

別記第3号の2様式(第1面)(表)(第13条関係)

親 医 療 証 食	
住 所 〒	
氏 名	
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
次の受給者は、荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例により医療費の一部を荒川区が助成するものであることを証明する。 荒川区長 氏 名 印	
交 付 年 月 日	年 月 日

御 注 意

- 1 この制度による診療をお受けになるときは、取扱病院・薬局等の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と資格確認書を一緒に提出してください。
- 2 この証に^(一部)の記載がある場合は、高齢者の医療の確保に関する法律による一部負担金相当額をお支払ください。
- 3 入院の場合は食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をお支払いください。
- 4 高額療養費が支給される場合は、限度額適用認定証等を提示して下さい。
- 5 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。
- 6 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、下記の窓口で医療費の支給を申請してください。
- 7 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口にお返しください。
- 8 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口はこの証を添えて届け出てください。
- 9 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 10 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問い合わせ先

別記第3号の2様式(第2面)

受 給 者 番 号 ・ 氏 名						備 考		
負 担 者 番 号								
受 給 者 番 号								
1								
負 担 者 番 号								
受 給 者 番 号								
2								
負 担 者 番 号								
受 給 者 番 号								
3								

別記第3号の2様式(第3面)

受 給 者 番 号 ・ 氏 名						備 考		
負 担 者 番 号								
受 給 者 番 号								
4								
負 担 者 番 号								
受 給 者 番 号								
5								
負 担 者 番 号								
受 給 者 番 号								
6								

別記第4号様式(第13条関係)

ひとり親家庭医療費助成制度
医療証交付申請不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

荒川区長

氏 名 印

年 月 日付で申請のありました医療証の交付について審査いたしました
が、次の理由でひとり親家庭医療費助成制度の対象者となりませんので通知します。

氏 名

理 由

審査請求及び取消訴訟の提起に関する説明

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、荒川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第5号様式(第15条関係)

ひとり親家庭医療費助成制度
一部負担金減免申請書

負 担 者 番 号								
受 給 者 番 号								
受 給 者	氏 名							
	生 年 月 日	年 月 日						
	住 所							
傷 病 名								
発病又は負傷年月日								
申 請 の 理 由								

上記のとおり、ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第15条の規定に基づき、一部負担金の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

荒川区長 殿

住 所
氏 名

別記第6号様式(第15条関係)

ひとり親家庭医療費助成制度
一部負担金減免証明書

負 担 者 番 号							
受 給 者 番 号							
受 給 者	氏 名						
	生 年 月 日	年 月 日					
	住 所						
減 額、免 除 の 別		減額(円)、 免除					
有 効 期 間		自 年 月 日					
		至 年 月 日					

上記のとおり、ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則第15条の規定により、一部負担金を減免し、減免額に相当する額を助成することを証明します。

年 月 日

荒川区長

別記第7号様式(第15条関係)

ひとり親家庭医療費助成制度
一部負担金減免不承認通知書

年 月 日

あて

荒川区長 印

年 月 日付で申請のありましたひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第15条の規定に基づく一部負担金の減免について、次の理由で助成をしないことに決定しましたので通知します。

理 由

審査請求及び取消訴訟の提起に関する説明

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、荒川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第8号様式(第18条関係)

㊤ ひとり親家庭医療費助成制度医療証再交付申請書

年 月 日

荒川区長殿

住 所

氏 名

下記の理由により、ひとり親家庭医療費助成制度の医療証の再交付を申請します。

医療証番号

負 担 者 番 号							
受 給 者 番 号							

医療証交付年月日

年 月 日

申請理由

- 1 なくした 2 破いた 3 汚した 4 その他
(具体的に書いてください。)

ひとり親家庭等医療助成費支給申請書

(注意) 1 ※印欄は記入しないでください。
2 番号をつけてある欄は、該当の番号を○で囲んでください。
3 加入されている健康保険組合等で高額療養費・付加給付に該当する方は、保険の療養費支給決定通知書及び領収書のコピーを添えて申請してください。
4 記名押印に代えて、署名することができます。

別記第10号様式のア(第20条関係)

【増額用】

ひとり親家庭等医療費助成制度 申請事項変更(消滅)届

フリガナ				②受給者番号	
①氏 名					
③住 所	荒川区 電話 ()				
④公的年金、遺族補償の受給状況		☐ 受けている 種類 () ☐ 支給停止 ☐ 受けていない			
関係書類を添えて、ひとり親家庭等医療費助成制度の申請事項に変更があったので届け出ます。					
年 月 日					
荒 川 区 長 殿 氏名					
保険の種類	1 国保 2 組合 3 協会 4 共済 5 その他				
被保険者氏名				申請者(請求者)との続柄	
被保険者証番号				付加給付の有無	有 ・ 無
保険者名					

※ 改定	年 月 日	
却下		

⑤児童の氏名		
⑥個人番号		
⑦生年月日	年 月 日	年 月 日
⑧申請者(請求者)との続柄		
⑨申請者(請求者)との同居・別居の別	同居 ・ 別居	同居 ・ 別居
⑩監護又は養育を始めた日	年 月 日	年 月 日
⑪障害の状況の有無	ある ・ ない 手帳 級・度	ある ・ ない 手帳 級・度
⑫該当事由	イ 離婚 ロ 死亡 ハ 障害 ニ 生死不明 ホ 遺棄 ヘ 保護命令 ト 拘禁 チ 未婚 リ その他	イ 離婚 ロ 死亡 ハ 障害 ニ 生死不明 ホ 遺棄 ヘ 保護命令 ト 拘禁 チ 未婚 リ その他
⑬父の氏名・生年月日	年 月 日	
⑭母の氏名・生年月日	年 月 日	
⑮児童の公的年金・遺族補償の受給状況等(父又は母が死亡)(児童が加算対象)	☐ 受けることができる(種類) 基礎年金番号() ☐ 支給停止 ☐ 受けることができない	☐ 受けることができる(種類) 基礎年金番号() ☐ 支給停止 ☐ 受けることができない
⑯父又は母に障害があるとき	身体障害者手帳番号 障害等級 公的(種類・障害等級 年金)証書番号	
	父又は母の勤務先	
備 考		処理
		受付 入力 確認

別記第10号様式のイ(第20条関係)

【変更用】 ひとり親家庭等医療費助成制度 申請事項変更(消滅)届

受給者氏名(フリガナ)	受給者番号

年 月 日生	

処理	受付簿	索引簿	台帳

氏名変更	新	フリガナ	-----	フリガナ	-----	-----
		受給者		児 童		
	旧	受給者		児 童		

住所変更	新住所	荒川区 丁目 番 号				
	旧住所	荒川区 丁目 番 号				
	変更理由				家族構成の変更	有 ・ 無
	※手当の支給対象児童以外で同居の方 ア なし イ あり				住居の状況	ア 賃貸住宅(契約者 :)
	(氏名 : 続柄 :)					イ 持ち家(名義人 :)
(氏名 : 続柄 :)				ウ 実家または親族の家に同居		
(氏名 : 続柄 :)					エ その他 ()	
					※ 光熱水費等の名義人()	

その他の変更	
--------	--

支給停止関係

①停止事由発生(変更)		②停止事由消滅(変更)	
イ 扶養義務者に扶養されるようになった。 ロ 婚姻した。 ハ 法第9条児童の養育者とその児童と養子縁組をした。 ニ 法第9条児童を養育しなくなった。 ホ 法第9条児童が死亡した。 ヘ 法第9条児童に該当しなくなった。 ト その他()		イ 扶養義務者に扶養されなくなった。 ロ 扶養義務者が死亡した。 ハ 配偶者と婚姻を解消した。 ニ 配偶者が死亡した。 ホ 法第9条児童を養育するようになった。 ヘ 養育している児童が法第9条に該当するようになった。 ト その他()	
扶養義務者の個人番号等	(氏名)	扶養義務者の個人番号等	(氏名)
	(個人番号)		(個人番号)
	(年1月1日現在の住所)		(年1月1日現在の住所)

変更・事由発生・事由消滅 年月日	年 月 日
------------------	-------

上記のとおり、申請事項に変更があったので届け出ます。			
年 月 日	住所 荒川区	丁目 番 号	
荒 川 区 長 殿	氏名		Ⓔ
電話			

*事務処理欄

☐ 住所 ☐ 同住所者確認 ☐ 扶養義務者確認 ☐ 証書変更	マル親 証回収 (済 ・ 未) 交付 (/ 窓 ・ 郵)	入力	確認
☐ 氏名 ☐ 口座名義変更 (有 ・ 無)			
	備考		

別記第10号様式のウ(第20条関係)

【減額用】

ひとり親家庭等医療費助成制度 申請事項変更(消滅)届

フリガナ		受給者番号	
受給者氏名			
住所	荒川区 電話 ()		
対象児童でなくなった児童の氏名、生年月日	対象児童でなくなった理由	理由の発生した年月日	
フリガナ	イ 母又は父に監護されなくなった(施設入所等) ロ 養育者に監護されなくなった ハ 死亡した ニ 国内に住所がなくなった ホ 父(母)と生計を同じくするようになった ヘ 母(父)が婚姻し、配偶者に養育されるようになった。 ト その他()	年 月 日	
年 月 日生			
フリガナ	イ 母又は父に監護されなくなった(施設入所等) ロ 養育者に監護されなくなった ハ 死亡した ニ 国内に住所がなくなった ホ 父(母)と生計を同じくするようになった ヘ 母(父)が婚姻し、配偶者に養育されるようになった。 ト その他()	年 月 日	
年 月 日生			
関係書類を添えて、ひとり親家庭医療費助成制度の申請事項に変更があったので届出ます。			
年 月 日 氏名 ⑪ 荒川区長 殿			
※ 改定	年 月 日		
却下			
対象児童数	人		

処理	受付	入力	確認	備考

別記第10号様式のエ(第20条関係)

【消滅用】 ひとり親家庭等医療費助成制度 申請事項変更(消滅)届

受給者氏名(フリガナ)		受給者番号		処理	受付簿	索引簿	台帳
年 月 日生							
1 他の市区町村に転出	転出先						
2 児童を養育しなくなった	理由						
3 生活保護受給	開始	年 月 日					
4 死亡 (受給者・児童)	該当者						
*未払い請求がある場合	未払い請求書	有 ・ 無	口座振替依頼書		有 ・ 無		
5 婚姻 (事実上の婚姻を含む)	新氏名		同居	同居日	年	月	日
	新住所		と婚姻	婚姻日	年	月	日
		電話 ()					
6 公的年金受給	年金種類						
7 その他の消滅							
消滅・転出年月日	年 月 日						
上記のとおり、受給事由が消滅したので届け出ます。 年 月 日 住所 荒川区 丁目 番 号 氏名 電話 ()							

*事務処理欄

証書回収	有・無	医療証回収	有・無	備 考
無料パス回収	有・無	児童手当	有・無	
☐ 支給停止確認 ☐ 口座確認 ☐ 受給者変更確認				

別記第 10 号様式のオ（第 20 条関係）

ひとり親家庭等医療費助成制度 保険変更届

受給者氏名（フリガナ）			
年	月	日生	続柄（ ）

今回届出する医療保険の情報

加入 医療 保険	被保険者氏名			
	被保険者記号番号		資格取得日	
	保険者番号		保険者名称	
児童の保険情報 1 受給者と同じ ・ 2 受給者と異なる（異なる場合下欄に記入）				
加入 医療 保険	被保険者氏名		続柄	
	被保険者記号番号		資格取得日	
	保険者番号		保険者名称	
上記のとおり、加入医療保険を届出します。				
荒川区長殿				
住所				
電話番号				
氏名				
年 月 日				

（注意） 番号をつけてある欄は、該当の番号を○で囲んでください。

事務処理欄

加入医療保険情報を 証する書類	☐ 健康保険証 ☐ 資格確認書 ☐ 資格情報のお知らせ
	☐ マイナポータルにおいて健康保険証情報を目視確認

別記第10号の2様式のア(第20条関係)

年度現況届

下記の通り医療証の交付を申請いたします。本申請認定のため及び対象年齢期間中の受給確認のため、区備付けの公簿等を使用することを承諾します。受給中に各健康保険から高額・家族療養費等が支給された場合、この金額の一部又は全部を区へ返還することを誓約いたします。

受給者番号

負担者番号

申請者	フリガナ			生年月日 年 月 日		
	氏名					
	電話番号				生活保護受給	有・無
	住所				他助成制度等の受給状況	
					無・心身障害者・子ども医療	
本年1月1日時点の住所※ 現住所と違う場合	受給者					
	扶養義務者					

ひとり親家庭等となった理由	1(父・母)死亡 2離婚 3(父・母)障害 4(父・母)生死不明 5(父・母)遺棄 6(父・母)拘禁 7その他()					
---------------	--	--	--	--	--	--

家族の状況	フリガナ	続柄	生年月日		
	氏名		同居・別居	障害・療養手帳	他助成制度等の受給状況
			年 月 日		
			同居・別居	有 ・ 無	無・心身障害者・子ども医療
			年 月 日		
			同居・別居	有 ・ 無	無・心身障害者・子ども医療
			年 月 日		
			同居・別居	有 ・ 無	無・心身障害者・子ども医療

加入医療保険の状況	保険の種類	1 国保市町村 2 国保組合 3 健保政管 4 健保日雇 5 健保組合 6 船員保険 7 共済組合			
	被保険者氏名			申請者との続柄	
	記号			番号	
	保険者名			保険加入年月日	年 月 日

----- 以下の部分には記入しないで下さい -----

対象者氏名	年度 所得合計額	控 除			控除後の所得額
		雑損控除額	小規模企業共済等 掛金控除	寡 婦 ・ 寡 夫 ・ 勤労学生控除額	
		医療費控除額	障害者控除額 障 人 ・ 特障 人		
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円

・住民票 [添付 児童扶養手当台帳 公簿等確認]

・所得関係書類 [添付 児童扶養手当台帳 公簿等確認]

・養育関係書類 [添付 児童扶養手当台帳 公簿等確認]

・加入医療保険の状況 [提示 公簿等確認]

・公的年金調書 [提示 公簿等確認]

別記第10の2号様式のイ(第20条関係)

現況届										(年度)		※受付年月日		年 月 日			
(1) 受給者番号		(2) 氏名		生年月日 年 月 日 (歳)		TEL		※第9条・第9条の2の区分 前年度 今年度		(5) 支払 金融 機関		名 称		口座番号			
(3) 住所		(4) 本年1月1日時点の住所		受給者 扶養義務者													
年度 所得	氏 名	(10) 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人特定扶養親族数、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数)	(11) (10)以外で前年の12月31日において受給者によって生計を維持していた児童	所 得 額				(14)	控 除			(21)	所得制限限度額				
				(12) 合計所得額 (養育費加算所得額)	(13) 養育費等 (8割相当額)	父又は母に対し支払われた額 (8割相当額)	対象児童に対し支払われた額 (8割相当額)		(15) 障害者 控 除	(16) 雑損控除 本人控除 寡婦 特寡 障害 特障 勤学 医療費控除	(18) 小規模企業共済等掛金 控除			(19) 配偶者特別控除	(20) 定額控除 その他控除		
(6) 受給者		(老人 特 控)	人		A/B ()	A ()	B ()	人 人				80,000					
(7) 孤児等の養育者		人 ()	人					人 人									
(8) 配偶者		人 ()						人 人									
(9) 扶養義務者		人 ()						人 人									
(22)	No.	児童氏名		続柄	生年月日	受給事由	同居別居	障がい	あてはまるものに○をし、[]内に学校名・保育園名・施設名等を記入。別居の場合は児童の住所も記入。				手帳名称・等級・番号				
本年8月1日における							同・別	有・無	在学・入所・在宅 就労・その他								
							同・別	有・無	在学・入所・在宅 就労・その他								
							同・別	有・無	在学・入所・在宅 就労・その他								
							同・別	有・無	在学・入所・在宅 就労・その他								
父又は母の死亡に関し本年8月1日における対象児童が受けることができる公的年金又は遺族補償の受給状況 1. 受けることができる。(1) 公的年金(種類： 基礎年金番号・年金コード：)(2) 遺族補償(種類：) 2. 支給停止されている。 年 月から 年 月まで 種類： 3. 受けることができない。								受給者の公的年金受給状況 1. 受けることができる。(種類： 基礎年金番号・年金コード：) 2. 支給停止されている。 年 月から 年 月まで (種類： 基礎年金番号・年金コード：) 3. 受けることができない。									
上記のとおり、相違なく現況を届け出ます。(ひとり親家庭医療費助成制度を含む)								⑪		世帯の全員の住民票 生死不明証明書 住所要件の申立・調査書 別居監護申立書・証明 遺棄申立書・証明 前住地の所得証明書 養育申立書・証明 拘禁の証明書 一部支給停止適用除外届 その他()							
※審査	支給 区分	前年度	支給月額		今年度	支給月額		ひとり親医療 受給者番号	特別児童扶養手当		児童育成手当		受給者番号				

別記第 11 号様式(第 20 条関係)

㊤ 第三者行為による傷病届

対象者 (被害者)	負担者番号									被保険者氏名								
	受給者番号									被保険者記号番号								
	氏 名		(年 月 日生)							保険者番号								
										保険者名								
第三者 行 為 (事故) の状況	発生日時									発生場所								
	原 因 及 び 被害の状況																	
第三者 (加害者)	住 所																	
	氏 名									電話番号		()						
	交通 事故 の 場合	自 賠 責 保 険	保 險 会 社 名									電話番号		()				
			所 在 地															
		任 意 保 険	保 險 会 社 名									電話番号		()				
			所 在 地															

上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。

年 月 日

荒川区長 殿

(ひとり親等)

住 所

電話番号 ()

氏 名

別記第 12 号様式(第 21 条関係)

第 年 月 号

様

荒川区長

氏 名



ひとり親家庭医療費助成制度資格喪失通知書

下記のとおり、ひとり親家庭医療費助成制度の受給資格が喪失しましたので通知いたします。

記

受給者番号

喪失者氏名

喪失年月日

喪失事由

審査請求及び取消訴訟の提起に関する説明

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、荒川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

㊦ ひとり親家庭等医療費助成制度に係る債権譲渡について

年 月 日

荒川区長 殿

(対象者)

住 所

電話番号 ()

氏 名

(年 月 日生)

(法定代理人)

ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第 9 条の 2 第 1 項の規定により、第三者の行為に係る医療費について荒川区から助成を受けた額の限度において、私が加害者_____に対して有する下記損害賠償請求権を荒川区に譲渡します。

記

譲渡 する 債権	債権額		金円			
	事 故 発生日時		事 故 発生場所			
	原 因 及 び 被害の状況					
債務者 (加害者)	住 所					
	氏 名				電話番号	()
	交通事故の場合	自賠責保険	保 険 会社名		電話番号	()
			所在地			
		任意保険	保 険 会社名		電話番号	()
			所在地			

別記第 14 号様式(第 22 条関係)

債権譲渡通知書

年 月 日

殿

譲渡人 住所

氏 名

印

私が貴殿に対して有する下記の債権を譲渡しましたので
通知します。

記

1 債権額 金 円

2 債権発生の原因である事実

3 譲渡日 年 月 日

4 譲受人 荒川区

荒川区荒川二丁目2番3号

備考1 必ず郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 48 条第 1 項の規定による内容の証明
を受けてください。

2 1 行 26 字以内、1 枚 20 行以内で作成してください。

別記第 1 号様式（第13条関係）
別記第 2 号様式のア（第13条関係）
別記第 2 号様式のイ（第13条関係）
別記第 2 号様式のウ（第13条関係）
別記第 2 号様式のエ（第13条関係）
別記第 2 号様式のオ（第13条関係）
別記第 2 号様式のカ（第13条関係）
別記第 2 号様式のキ（第13条関係）
別記第 2 号様式のク（第13条関係）
別記第 2 号様式のコ、サ（第13条関係）
別記第 3 号の 1 様式（第 1 面）（表）（第13条関係）
別記第 3 号の 1 様式（第 1 面）（裏）（第13条関係）
別記第 3 号の 1 様式（第 2 面）
別記第 3 号の 1 様式（第 3 面）
別記第 3 号の 2 様式（第 1 面）（表）（第13条関係）
別記第 3 号の 2 様式（第 1 面）（裏）（第13条関係）
別記第 3 号の 2 様式（第 2 面）
別記第 3 号の 2 様式（第 3 面）
別記第 4 号様式（第13条関係）
別記第 5 号様式（第15条関係）
別記第 6 号様式（第15条関係）
別記第 7 号様式（第15条関係）
別記第 8 号様式（第18条関係）
別記第 9 号様式（第19条関係）
別記第10号様式のア（第20条関係）
別記第10号様式のイ（第20条関係）
別記第10号様式のウ（第20条関係）
別記第10号様式のエ（第20条関係）
別記第10号様式のオ（第20条関係）
別記第10号の 2 様式のア（第20条関係）
別記第10号の 2 様式のイ（第20条関係）

別記第11号様式（第20条関係）

別記第12号様式（第21条関係）

別記第13号様式（第22条関係）

別記第14号様式（第22条関係）